

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年8月まで

私は、昭和61年*月に20歳となった当時は学生であったこともあり、国民年金に未加入であったが、数年後、父親が、私の老後のことを心配して、国民年金の加入手続きを行い、未納であった申立期間の国民年金保険料を一括して納付してくれた。申立期間の保険料は、父親が納付してくれたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年5月（資格取得日は元年4月1日）に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

さらに、申立期間直後である申立人の平成元年9月から2年3月までの国民年金保険料については、過年度納付されていることがオンライン記録により確認できる上、申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料についても納付されたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫厚生年金 事案 4626 (事案 1889 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年7月1日まで

昭和46年4月1日に、B職としてC県職員に採用されA社に配属となった。同年6月にB職国家試験に合格し、同年7月以降は地方職員共済組合C県支部に加入したが、それまでの3か月間は厚生年金保険に加入していたはずである。また、元同僚が同一事業所、同一期間の申立てについて、あっせん決定を受けている。申立期間当時の源泉徴収票、47年4月及び48年4月の給与明細書があったので、再度調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、C県が発行する在職証明により、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは確認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は確認できない上、整理番号の欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年7月12日付けで通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出された昭和46年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C県が保管する申立人の人事記

録に記載された当該期間に係る給料月額及び昭和 47 年 4 月の給与明細書の内容から、4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

私は、昭和40年9月頃に国民年金に加入してから、婦人会の集金人に未納なく保険料納付しており、A年金事務所の出張相談で何度も照会したが、未納と回答された年金記録に納得できないので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年9月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は未納とすることなく納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の加入状況から、同年6月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、40年9月頃加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、当該時点で申立期間の保険料を納付するには過年度保険料によることとなるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない。

また、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和47年4月から同年7月までの国民年金保険料を同年7月21日に現年度納付し、申立期間直前までの40年11月から45年3月までの保険料を47年6月30日に第1回特例納付により納付した記載があるものの、申立期間についての記録は見当たらない。

さらに、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付に係る具体的な供述は無く、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年2月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月から平成元年2月まで
② 平成元年7月から同年12月まで

昭和63年10月頃、母がA市B出張所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しておいたとの話を、私が3度目の会社を退職した平成3年10月から4年5月までの間に母から聞き、そのとき初めて国民年金という制度を知った。母は、年金記録に未納期間があると、将来の年金受給に支障があるとも言っていたので、未納期間についてよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年10月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金被保険者の加入状況から、平成4年4月頃に払い出されており、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、これは、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表が昭和63年度から平成2年度までについて作成されていないことと一致し、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点において、申立期間①及び②は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、申立人の母親は保険料を遡って納付したことはないとしていることから、申立期間の保険料を納付するためには、昭和63年10月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、C県内で婚姻前の姓を含む申立人の氏名を検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形

跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から同年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月から同年3月まで

私は、申立期間には大学に在籍しており、20歳となった平成12年*月頃、母親が、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、その際に申立期間の免除申請手続きも行ったと聞いているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、平成12年*月頃、申立人の母親が、A市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、その際に国民年金保険料の免除申請手続きを行ったはずであると主張している。

しかしながら、申立人に係るA市の国民年金収滞納一覧表において、「賦課状況」欄には、申立期間の国民年金保険料が免除されたことを示す記録は見当たらず、「収納状況」欄は未納を示す空欄となっていることが確認できることから申立内容とは符合しない上、オンライン記録には、「手帳送付者」と記載されており、この点について、B事務センターは、「職権により国民年金に加入させた者である。」としている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から6年3月まで

私は、平成元年2月の会社退職に伴い、国民健康保険加入のため役場へ行ったところ、国民年金に加入しなければ国民健康保険には加入できないとの説明を受け、同月1日付けで国民年金に加入した。国民年金保険料の納付については、預金とアルバイト収入から、役場、郵便局、金融機関の窓口又は口座振替で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年2月、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の第3号被保険者の資格入力日から、平成6年6月頃に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、平成4年5月から6年3月までについては過年度納付が可能であるものの、オンライン記録において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年3月まで

私は、平成3年9月頃、A市B出張所で国民年金の未加入期間について相談し、国民年金の加入及び口座振替の手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、毎月の給料及びボーナスから郵便局又は金融機関で遡って納付した。加入時から遡って納付した期間のうち、当初、未納とされていた同年4月以降については納付が認められたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年9月頃、国民年金の加入手続及び口座振替の手続を同時に行い、申立期間の国民年金保険料については、納付書により金融機関で複数回に分け納付したと主張している。

しかしながら、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、その作成日が平成3年9月9日と記載されていることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立人の供述と一致するものの、当該時点では、申立期間は過年度となり、納付書は社会保険事務所（当時）が発行し、納付先については、国庫金となる過年度保険料は国となるところ、金融機関で納付したとする国民年金保険料の収納記録が、複数回も欠落するとは考え難い。

また、申立人が平成8年4月にA市から転居したC市のマスターチェックリストによると、3年4月からの国民年金保険料が納付済みと記録されているものの、申立期間の保険料を納付した記録は見当たらず、オンライン記録とも一致する。

なお、平成3年4月から同年9月までの国民年金保険料について、申立人は、年金記録問題が発生した当時には、未納期間とされていたところ、納付が認め

られ記録訂正が行われたと供述しているものの、国民年金の被保険者資格及び保険料記録に追加、訂正及び削除が行われた場合には、その記録がオンライン記録に残されることとなるところ、申立人に係るオンライン記録には、該当する期間について保険料の追加等の記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3008 (事案 2745 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年6月までの期間及び59年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 59 年 5 月から同年 9 月まで

前回の申立ては、5か所の申立期間が全て非あつせんとされたが、今回の申立期間については、国民年金保険料を納付できたはずで、特に申立期間②については、昭和59年5月に厚生年金保険から国民年金に資格を切り替える際、市役所の窓口で保険料を納付したことを新たに思い出したので、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間①及び②に係る申立てについては、A市の国民年金台帳において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付した記録は見当たらず、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年10月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和59年5月頃に国民年金被保険者資格の再取得手続を行った際、申立期間②の国民年金保険料を納付したことを思い出したとして、再申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人の主張を裏付ける周辺事情は見当たらず、再申立内容は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とみることはできないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から48年2月まで

私は、20歳になった昭和47年*月当時、学生であったので、父親が国民年金の加入手続を行い、結婚するまで両親が国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。父親が残した私の保険料納付を記載したメモ（国民年金始47.*.* 終48.3.22）もあり、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃、学生であったため、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の両親が集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、昭和51年7月頃に払い出されたものと推認でき、50年6月から51年3月までの保険料を過年度納付していることが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳により確認できるものの、上記払出しの時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人に係るA県B市の国民年金被保険者名簿の検認記録によれば、申立期間は未納を示す空欄となっていることが確認でき、上記の特殊台帳の記録とも一致する。

なお、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、申立人の父親が残したメモの記載を挙げているが、これは申立期間の被保険者資格の得喪日を記載したものであり、保険料納付の記載は認められない。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月から平成2年3月まで

私は、高校卒業後、両親の経営する会社に入社したが、同社が厚生年金保険に加入していなかったため、20歳になった昭和63年*月頃、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、母親が納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年*月頃に申立人の母親がA市役所で申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年12月に申立人の二人の姉と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の次姉は、同年11月30日付けで国民年金に任意加入していることが、オンライン記録により確認できることから、この日に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、A市の申立人に係る国民年金被保険者収滞納一覧表によると、申立人及びその長姉については、申立期間直後の平成2年4月から3年1月までの国民年金保険料が、申立人の次姉については、任意加入した2年11月及び同年12月の保険料が、いずれも3年1月30日に一括納付されていることが確認できるものの、申立期間の保険料が納付された記録は見当たらず、オンライン記録とも一致する。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国

民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 22 日から 52 年 4 月 1 日まで
私の A 事業所で勤務した期間の年金記録が無い。調査の上、訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所に昭和 50 年 7 月 22 日から 52 年 4 月 1 日まで勤務しており、A 事業所は当該期間の途中で B 社になった。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索によると、A 事業所及び B 社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、B 社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は昭和 51 年 10 月 * 日に商業登記され、平成 19 年 11 月 * 日に閉鎖登記されていることが確認でき、役員欄には、3 人の氏名が確認できるものの、代表取締役は既に死亡しており、取締役の一人については照会したが、回答は無く、別の取締役の一人は所在が確認できないため、当該事業所の厚生年金保険の加入の有無について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 4 月頃、A 社（当時は、B 社）C 工場に準社員として入社し、61 年 6 月 1 日まで継続勤務したが、58 年 9 月 1 日から準社員も厚生年金保険に加入することとなり、多くの従業員とともに加入したのに年金記録では同年 10 月 1 日付け資格取得となっているのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社 C 工場において、厚生年金保険に加入したのは、昭和 58 年 9 月 1 日であった。」と主張している。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、昭和 58 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が 20 人及び同年 10 月 1 日に同資格を取得した者が 38 人（申立人を含む。）確認でき、そのうち所在が確認できた 51 人に照会し、19 人から回答があったところ、申立人と同じ C 工場勤務であったと回答した 9 人の資格取得日は同年 10 月 1 日であることが確認できる（同年 9 月 1 日付け資格取得の 10 人のうち 9 人は D 工場に勤務と回答。）。

また、上記 C 工場に勤務していたと回答した 9 人のうち 6 人は、「申立人を知っている。準社員であったが、会社の方針と自分の希望により、多数の同僚とともに昭和 58 年 10 月 1 日に厚生年金保険に加入することになった。」とそれぞれ証言している上、そのうち二人は、「申立人の厚生年金保険の加入時期は、私と同日であったと思う。」と証言している。

さらに、申立人は、「元同僚の資格取得日は昭和 58 年 10 月 1 日であったが、その後、同年 9 月 1 日に訂正され記録が回復している。」と主張しているもの

の、オンライン記録によると当該元同僚の資格取得日は同年10月1日であることが確認できる上、同氏は、「C工場での厚生年金保険の加入時期は同年10月1日で、申立人の同保険の加入時期も同じであった。」と、上記回答があった元同僚に証言している。

加えて、雇用保険被保険者記録によると、申立人のA社に係る資格取得日は昭和58年10月1日であることが確認できる上、申立人の同社に係る被保険者原票においても不自然な点はなく、オンライン記録と一致している。

また、事業主は、「申立期間当時の社会保険関係資料は保存期間経過のため残っておらず、申立てどおりの届出を行ったか否か及び申立期間に係る保険料納付の有無は、不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料はなく、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。